

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	(株)千葉データセンター	県所管課	産業人材課
代表者	遠藤 勝己	電 話	043-223-2756
所在地	千葉市稲毛区天台6-5-3		
電 話	043-284-3611		
設立年月日	昭和63年4月27日		
ホームページ アドレス	URL: www.chiba-data.co.jp		
事業内容	千葉県における重度障害者多数雇用モデル事業所として、障害者の雇用の安定と促進を図るため次の事業を行っている。①データエントリー②印刷製版③システム開発④ITソリューション		

1 出資等の状況(H19.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	100,000
------------	---------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	34,000	34.0%	2	
千葉市	10,000	10.0%	3	
東洋エンジニアリング(株)	51,000	51.0%	1	
テックソフトアンドサービス(株)	5,000	5.0%	4	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H19.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共団体		
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

### 3 財務状況 ※

#### (1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	16年度	17年度	18年度
総資産	103,384	101,577	102,506
負債	32,787	30,403	26,288
資本	70,597	71,174	76,218
累積損益	△ 29,403	△ 28,826	△ 23,782

#### (2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	16年度	17年度	18年度
総収入 (＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	125,039	125,234	117,067
経常損益	2,369	1,030	7,697
当期損益	1,501	578	5,043
減価償却前当期損益	6,143	4,868	8,528

#### 4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	16年度	17年度	18年度
借入金残高	20,000	10,000	10,000
うち県からの借入金残高	0	0	0
うち県以外からの借入金残高	20,000	10,000	10,000
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0

※公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

〈貸借対照表〉 資本⇒正味財産の部合計

累積損益⇒基本金等を除く正味財産額

〈損益計算書〉 損益計算書⇒収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)⇒総収入(＝当期収入合計－借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益⇒当期正味財産増減額－(特別損益項目の資産の増減＋特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益⇒当期正味財産増減額

減価償却前当期損益⇒当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(1) 委託料・補助金等

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	16年度	17年度	18年度
委託料				
補助金・交付金・負担金				
合計				

(2) その他

利子補給				
税の減免額				
出資金				
貸付金				
上記以外のもの				
合計				

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(1) 役職員数

(単位:人)

項目	16年度	17年度	18年度
常勤役員数	2	2	2
うち県退職者	1	1	1
うち県派遣職員			
常勤職員数	17	17	16
うち県退職者			
うち県派遣職員			

(2) 役職員の平均年収等の状況

項目	17年度	18年度
役員数(県派遣又は県OB)	1人(1人)	1人(1人)
役員平均年齢	**歳	**歳
平均年収(千円)	****千円	****千円
職員数(県派遣又は県OB)	17人(0人)	16人(0人)
職員平均年齢	39.6歳	42.7歳
平均年収(千円)	3,182千円	3,151千円

① 対象は常勤の役職員です。(嘱託職員、日々雇用職員は除く。)

② 役職員数は実人員を記入してください。

③ 平均年収は、役員報酬や給料等総人件費を実人員で除して算出してください。

※実人員の考え方

・4月に役員が4人いて、年度途中で2人交替し、年度末に4人であった場合の実人員は4人

・4月に役員が5人いて、10月から1人減り、年度末に4人であった場合の実人員は4.5人

## 7 見直し方針の取組状況

見直し方針	継続
見直しの概要	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、重度障害者雇用企業の設置・育成を進めるため、第3セクター方式により設立した特例子会社である。設立時の出資金以外の財政支援はなく、純民間企業として経営されていることから、現経営形態を継続する。
取組状況	
その他(特記事項等)	

※平成18年10月12日に千葉県行政改革推進本部で見直しを決定した27団体以外の団体について平成14年に決定した方針とその取組状況を記載ください。